

平成28年第3回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成28年9月2日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成28年9月12日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成28年9月12日	10時25分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	3番	末次明	4番	栗野久明		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 久保山晃治		(書記) 高木英斗	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	こども課長	鶴田しのぶ		
	副町長	酒井英良	産業振興課長	土田竜一		
	教育長	大串和人	まちづくり課長	阿部一博		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財政課長	城本好昭	会計管理者	木村司		
	税務課長	平野裕志	教育学習課長	内山十郎		
	住民生活課長	安永宏之	こども課保育園長	高木久幸		
	健康福祉課長	中牟田文明	まちづくり課参事	毛利博司		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第32、33、34、38号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（継続審査議案第27号）
（付託議案第35、36、37、38、39、40、41号）
- 討論・採決
- 日程第3 議案第27号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 基山町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第5 議案第33号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第34号 基山町空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程第7 議案第35号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第36号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第37号 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第4号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第5号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第38号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第39号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第40号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第41号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る8日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。重松総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（重松一徳君）（登壇）

おはようございます。それでは、総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第32号 基山町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第33号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定について

議案第34号 基山町空家等対策協議会設置条例の制定について

議案第38号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、9月7日付付託されました上記の議案を審査の結果、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第38号は原案を可決すべきものと決定しましたから、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、議案第33号、議案第38号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第33号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定について

第2条定義で、所有者等を特定するためにどのような措置を講じるのかとただしたところ、税務課と連携し情報の共有化を図り、必要に応じて協力していきたいとの説明を受けました。

第4条情報提供に関して目的をただしたところ、町民に情報提供を求めることで空家等に対する関心を高めることと、特定空家等が漫然と放置されることがないようにしていくために情報提供を求めたとの説明を受けました。

第5条空家等対策計画に関して策定する目的をただしたところ、国の特措法では対策計画をつくることができると記され、しなければならないとはなっていないが本町では定めてい

く。また平成30年度以降は空家等対策計画策定が国の補助金交付の条件になるとの説明を受けました。

第7条補助金の交付に関して、平成28年度当初予算で不良住宅除去補助金360万円の執行状況についてただしたところ、条例の制定と不良住宅除去費補助金交付要綱を今議会で認定された以降に執行したいとの説明を受けました。

第9条緊急安全措置について具体的措置についてただしたところ、例として台風による瓦の飛散等が周辺の人命、身体、財産に危害を及ぼすおそれのあるときはシートで覆うなど町が必要最小限度の対策を講じることになる。また、町が措置を講じるときは通知をしなければならないが、その時間的余裕がなく緊急かつやむを得ないときはその限りではないとの説明を受けました。

当委員会としては、空き家等が適切に管理がされるように町民の意識の向上と各課が連携を密に行い、万全の対策を講じるように要望いたしました。

議案第38号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳入全般及び歳出所管分
歳出

2款1項6目13節 中心市街地活性化基本計画等策定業務委託料750万円

中心市街地活性化基本計画等策定に当たり9月議会に補正予算を計上された理由についてただしたところ、市街地や基山駅西側の整備を進めるために基本計画の策定が必要で、業務委託することによって動き出す。早目の対応をとったとの説明を受けました。

基本計画の内容についてただしたところ、内閣府に対する中心市街地活性化基本計画認定の申請をするための資料であり、中心市街地の将来像を明らかにする内容になるとの説明を受けました。

中心市街地活性化協議会に関してまちづくり会社の設立についてただしたところ、土地開発公社と商工会の連携を模索し申請に当たって会社設立が条件になるとの説明を受けました。

中心市街地活性化計画の認定を受けなければ市街地の活性化はできないのかとただしたところ、認定を受けて法律、税制の特例や補助金の活用がないと難しいとの説明を受けました。

基本計画を策定する中に地域や商工会の意見は反映されるのかとただしたところ、委託業者を選定しつつ地域住民や商工会との意見交換を行い基本計画に反映させていくとの説明を受けました。

中心市街地活性化制度を活用して活性化を実施する中で、財政面で不安はないのかとただ

したところ、個別具体的な活性化事業は認定を受けてからになるが財政課とも協議をしながら進めていくとの説明を受けました。

審査終了後、委員から中心市街地活性化基本計画等策定業務委託料750万円を全額削除し、予備費に繰り入れる修正動議が提出され、議題として取り上げました。

修正動議提案理由は、基本計画等策定業務委託そのものに反対するわけではないが、今年度中に申請書作成までの策定ができるのか不安であり、地域住民や商工会の意見が反映されるのか不安がある。スケジュールが厳しく平成29年度当初予算で出すべきではとの意見でありました。

委員会で修正動議を受けて自由討議を行い、以下の意見が出されました。

- ①中途半端な基本計画策定になれば税金の無駄遣いになる可能性がある。
- ②執行部は今年度で目的に沿った基本計画を策定すると決意を述べている。もしそれが達成できなければ結果責任が問われる。
- ③可決すれば議会も説明責任がある。現在取り組んでいる定住促進、子育て支援等を行い、足元を固めて次の段階に進むべきでは。スケジュールが過密過ぎて心配だ。
- ④中心市街地を活気あふれるように何とか対策をしてほしいという意見があった。自由討議後、採決に入り予算案修正動議については賛成少数で否決し、原案については賛成多数で可決しました。

当委員会としては、委員会で出された意見に真摯に向き合い業務遂行することと、その都度説明をするように強く要望いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。河野厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（河野保久君）（登壇）

おはようございます。それでは、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

まず初めに、継続審査となっておりました事項についての審査報告、続いて今定例会に上程、付託された議案についての審査報告という順序で行いますので、御了解ください。

それではまず、厚生産業常任委員会の継続審査の審査報告をいたします。

議案第27号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

本委員会は、6月9日付付託され、継続審査の議決を得た上記の議案を審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により御報告いたします。

なお、議案第27号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

本委員会で議案第27号を継続審査にした理由は、緑地面積率及び環境施設面積率を1%の提案から5%へ変更したことに対する経緯に疑義があり、地元の意向、現地環境の調査が必要であるとの意見が多く、審査の結論が出せないためでありました。

そのために、7月15日及び8月24日に継続審査を行いました。

7月15日は、条例の一部改正に至る経緯の確認と緩和対象となる区域の現地調査を行いました。

条例改定に対して、現地住民に対しての説明が十分であったかとただしたところ、パブリックコメントや現地説明会等を実施し、これらの意見を取り入れての決定であったとの説明を受けました。

今回の緑地の緩和が環境に問題を与えるかとただしたところ、環境問題に結びつくものではなく、直ちに影響はないとの説明を受けました。

現地調査では、今回の緩和が工場環境に大きな影響をもたらすものではないとの確認ができました。

以上を継続審査の御報告といたします。

次に、今定例会にて付議された議案についての審査報告を行います。

議案第35号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第36号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第37号 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

議案第38号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳出所管分

議案第39号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）

本委員会は、9月7日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第35、36、37、38、39、40、41号は原案を可決、承認すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定に

より御報告いたします。

なお、議案第35、38、41号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第35号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

子どもの医療費の助成の県内の状況をただしたところ、18歳までの通院、入院に対して助成を行っているのは6市町、鳥栖市は中学生を含む18歳までの入院のみの助成であるとの説明を受けました。今回はなぜ入院のみとしたのか、通院の助成はいつごろになるのかただしたところ、まず保護者の負担が大きいであろう入院に係る助成のみとすることとし、通院については財政状況等を勘案し、しかるべき時期が来たときに検討するとの説明を受けました。

当委員会としては、今後とも医療費助成も含めた子育て支援策向上に向けてさらなる方策を検討するように要望いたしました。

議案第38号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳出所管分

歳出

3款1項2目13節 地域介護予防活動支援業務委託料96万5,000円

事業の概要についてただしたところ、地域支援事業を効果的に推進するため、高齢者を支える地域づくりのキーパーソンを育成することを目的としているとの説明を受けました。募集、人数、活動内容については、一般公簿で20名を予定。介護予防支援スタッフ等が行う事業への支援活動を行うボランティア育成であるとのことでありました。

当委員会としては、支援事業の開催については、町で計画し、地域の関係者に支援依頼を行い、きめ細かく地域に根づいた活動とするよう要望いたしました。

8款5項1目19節 耐震事業費補助金75万円

補助事業対象となる家屋についてただしたところ、建築基準法施行令改正の昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であり、具体的な件数は把握できないが、かなりの件数になると推測している。まずは震度4程度でも不安のある建築基準法施行令改正以前の住宅を対象としたとの説明でありました。

当委員会としては、熊本地震でかなり新しい住宅も崩壊していたという実態もあり、それを教訓として、今後は対象住宅要件の見直し、拡大を行うことを要望いたしました。

議案第41号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）

資本的支出

1 款 1 項 1 目 工事請負費 公共下水道工事646万6,000円

工事内容についてただしたところ、下水道管渠築造工事（宝満川上流処理地区）【伊勢前地区】を予定しており、平成28年度については、当初予算額7,725万4,000円に今回補正額646万6,000円を追加した8,372万円により工事を施工し、平成29年度において完了するとの説明を受けました。

当委員会としては、早急に公共下水道事業全体計画書を見直し、全体像について報告を行うよう要望いたしました。

以上、厚生産業常任委員会の報告といたします。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務文教常任委員長に対する質疑を行います。品川議員。

○11番（品川義則君）

中心市街地活性化基本計画について質問させていただきます。

動議が出るということでもありますので、非常に不安がある計画ではないかということでもありますけれども、この中にありますように、スケジュールが厳しいとか、スケジュールが過密だとかいうことでもありますけれども、まちづくり会社を設立し、地域の関係者、商工会の意見交換を行うというものが今年度中に行ってこういう計画をつくるということでもありますけれども、このことについて委員会の中でどういう意見が出てこのスケジュールの過密さとかいうものに対する不安を払拭されて賛成多数で可決されたのか、その辺のいきさつを御説明をお願いいたします。

○総務文教常任委員長（重松一徳君）（登壇）

今回の修正動議が出されました理由については、先ほど述べました。自由討議で議論した内容についても述べました。これは審査が終わった段階において修正動議が出されたので、再度執行部に出された意見に基づいて質問等はしていません。一番出されたのが、今9月議会で予算を組んで、そして、今年度、来年の3月31日までに成果本として、このきちっとした説明書を含めてできるのかという部分もありました。私どもが一番心配したのは、やっぱりそこでもありましたし、今現在、例えば、まちづくり課、大変な業務量を持って今

仕事をされております。そういう中で新たにまた業務量を持って本当に職員対応できるのかというふうなのもありました。これについては、審査の段階において、各課協力してやっていくことでもあり、一課に任せることではないというふうな答弁もありました。

ただ、私どもも心配するのは、確かにそこでもありましたし、これをしなければ次の段階に、本当にステップを踏んでいけないのかというのもありました。これについても、審査の中では質問しましたがけれども、基山町のこの財政が厳しい中で、やっぱり補助金、または税制等を、やっぱり事業しなければ、今から先、基山町のこの中心市街地の活性化を進めていくのは難しいと、自主財源だけでは難しいという意見等もありまして、最終的には採決をとり、賛成少数で否決したというふうになっております。

ただ、報告書で述べましたように、議論された内容については十分執行部は真摯に向き合ってもらい、そして、随時私ども総務文教常任委員会、または議会のほうに対して説明を果たすようにというふうな要望をしたところであります。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、次に移ります。

継続審議でありました議案第27号、厚生産業常任委員会の審査報告についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、次に移ります。

厚生産業常任委員長の議案第35号、36号、37号、38号、39号、40号、41号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論、採決を行います。

日程第3 議案第27号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3．議案第27号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についての討論を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

議案第27号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、反対討論を行います。

私は、基山町は団地開発、工場誘致により発展してきましたし、私自身、基本的に市街化区域の拡大、地区開発、鳥栖、小郡、基山町が共同提案しています国家戦略特区の取り組みについては支持している立場でもあります。しかし、それは全体合意や地域住民への説明責任が十分果たされたということが前提であり、今回の第27号議案はそれが十分行われていないというのを申し上げ、反対の理由を2点申し上げます。

第1点は、基山工業団地、立野・野口工業団地、第2立野工業団地及びその周辺の特定工場の立地面積率及び環境施設面積率を5%に緩和した点です。この地域を5%にするために区域を丙種区域に指定しました。丙種区域は、みずから工場等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域となっています。しかし、この基山工業団地を含む3工業団地の周辺には住宅等の居住施設、公民館、社会福祉施設など日常生活に欠かせない施設が存在しています。都市計画法第8条第1項に定める用途地域の定めがある地域について、丙種区域として設定できる区域は工場地域、または工場専用地域のうち設定区域における住民生活利便、または福祉のための用に供されない施設が存在しない区域と規定しています。まず、これに明らかに反していると言わざるを得ません。

厚生産業常任委員会の継続審査で上程するまでの日程が示されました。その中で、4月22日に佐賀県企業立地課及び環境課、鳥栖市に文書による意見紹介を行い、5月9日に鳥栖市長からの回答は、支障の有無についてはなし、意見として地域の環境保全に支障を来すことがないように、騒音、振動規制法を初めとした各種法令を遵守すること、また、5月13日には佐賀県産業労働部長からの回答として、特に意見はなしとの報告がされました。それを受けて私は8月15日に佐賀県産業労働部企業立地課と県民環境部環境課、そして、8月24日に

佐賀県の県土整備部都市計画課に出向き、経緯と所管について伺いました。詳しくは述べませんが、権限移譲として基山町が取り組んでいる本議案は、最終的には基山町の権限で処理する事項とのことや、環境については現段階では特に意見として申し上げることがないとの意見でした。また、都市計画課からは新聞報道で初めて1%から5%に変更になったことを知り、まず1%に対しては問題があったかもというふうな意見であり、丙種区域に指定したことについて、基山町が判断したことであり、県の意見を述べることはないというふうなことでした。私は何度もこの丙種区域にされたことについて質問しましたが、最終的に県としてこれについての意見は申し上げられませんでした。私は、この議案はやっぱり白紙に一回戻し、鳥栖・基山地域の基本計画で示されているように、特別措置の適用に当たっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺的生活環境の保持を適切に図るとともに、県、市、町の環境保全部局や関係機関との調整を行うことを忠実に実行することを望みます。

今回のこの議案については、まずこれが忠実に実行されていないというのが第1点の理由です。

第2点は、環境への配慮です。長野地区は昭和40年代の工場進出に伴い、環境は大きく悪化した時期がありました。秋光川は悪臭が漂い、魚も姿を消し、子どもたちは川で遊ぶことができなくなった時期もありました。しかし、各種法律の整備や環境への意識向上、そして、7区公害対策委員会の取り組み等で現在の清流に戻りました。秋光川堤防の桜やアジサイの7区共同による植栽、そして、管理は、工場地域の環境をよくしていこうという取り組みから始まっております。今回の緑地化率緩和が直ちに周辺地域の住環境への影響及び公害の発生の可能性は小さい、ないものと考えているというパブコメの回答がありましたが、当然、環境の悪化はあってはなりませんけれども、その対処を十分に今回されているのかということに対して、まず大変疑問があります。

問題は、今日まで住みよい環境を守るために、地域住民が活動してきたことを理解し、納得させるような説明をすべきであったと思っています。パブリックコメントを求めた様式は、簡単なA4様式の2枚、そして、地域との話し合いは対象者を限定して1回だけ。これでは改正内容を十分に説明責任を果たしたとは私は思えません。

以上の2点を申し上げまして、議案第27号に対する反対討論を行います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）（登壇）

お疲れさまです。議案第27号、厚生産業常任委員会で継続審査になっておりました企業立地促進における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま重松議員が反対の討論の内容を述べられましたけれども、一部私も同意するところがあります。それはやはり丙種区域に指定された経緯、また、住民の説明、ここが本当に十分だったのかという点であります。しかし、今回の緑地緩和に関しましては、5%と変更したことによって、どういう効果が生まれるのか、そこを私は重視したいと考えております。この5%にすることによって企業誘致、これに対するインパクトはもちろんのこと、既存の企業に対して、さまざまな効果が生まれるというふうに思っております。そして、この責任はやはり基礎自治体が、そして首長がこの土地の利用について責任を持ってやっていくという観点からも、私はこの件に関して賛成をするところでございます。これから企業誘致、誘致企業にばかり特典を与えるのではなく、こうした既存の企業に対してどのような効果をもたらすかということも充分に考えていただきながら、執行部のほうの政策を期待しております。

以上で賛成の討論とさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第27号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、議案第27号は可決されました。

日程第4 議案第32号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 議案第32号 基山町犯罪被害者等支援条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第32号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第32号は可決されました。

日程第5 議案第33号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．議案第33号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第33号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第33号は可決されました。

日程第6 議案第34号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．議案第34号 基山町空家等対策協議会設置条例の制定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第34号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第34号は可決されました。

日程第7 議案第35号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 議案第35号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第35号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第35号は可決されました。

日程第8 議案第36号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 議案第36号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第36号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第36号は可決されました。

日程第9 議案第37号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 議案第37号 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第37号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第37号は可決されました。

日程第10 同意第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについての討論を行います。本件については、本人が議場に在席ですので、本人の退場を求めます。

〔大串教育長 退場〕

○議長（鳥飼勝美君）

これより討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

それでは、これより同意第3号を採決します。

お諮りします。採決の方法は無記名投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は無記名投票によって行うことに決しました。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き12名です。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に末次明議員及び栗野久明議員を指名します。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は○、不同意票は×、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（鳥飼勝美君）

異状なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 7 票

不同意票 5 票

よって、同意第 3 号は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。ここで本人の入場を求めます。

〔議場開鎖〕

〔大串教育長 入場〕

日程第11 同意第 4 号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 同意第 4 号 基山町教育委員会委員の任命つき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第 4 号を採決します。

お諮りします。採決の方法は無記名投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、採決の方法は無記名投票によって行うことに決しました。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き12名です。

ここで会議規則第31条第 2 項の規定により、開票立会人に末次明議員及び栗野久明議員を指名します。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は○、不同意票は×、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鳥飼勝美君）

異状なしと認めます。

1 番議員より順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 12票

不同意票 0票

よって、同意第4号は原案に同意することに決しました。

日程第12 同意第5号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 同意第5号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第5号を採決します。

お諮りします。採決の方法は無記名投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、採決の方法は無記名投票によって行うことに決しました。

ただいまの出席議員数は、議長を除き12名です。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に末次明議員及び栗野久明議員を
指名します。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は○、不同意票は×、白票は不同意とみなしま
す。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（鳥飼勝美君）

異状なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 12票

不同意票 0票

よって、同意第5号は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

日程第13 議案第38号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 議案第38号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第38号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長報告は可決です。本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第38号は可決されました。

日程第14 議案第39号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 議案第39号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第39号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第39号は可決されました。

日程第15 議案第40号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 議案第40号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第40号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第40号は可決されました。

日程第16 議案第41号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 議案第41号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第41号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第41号は可決されました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午前10時25分 散会～